

医政地発 0722 第 2 号
令和 7 年 7 月 22 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
（ 公 印 省 略 ）

日本DMAT活動要領の一部改正について

平素より災害・感染症医療対策につきましては、御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、災害発生時及び新興感染症発生・まん延時において、災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）がより効果的に活動できるよう、日本DMATの活動や研修のあり方について、日本DMAT検討委員会において検討されました。

この検討結果を踏まえ、「日本DMAT活動要領について」（平成 18 年 4 月 7 日医政指発第 0407001 号）に基づく「日本DMAT活動要領」を別添のとおり改正しましたので通知いたします。なお、改正箇所については新旧対照表をご参照ください。

貴職におかれましては、改正内容について、御了知いただくとともに、貴管下のDMAT指定医療機関等の関係機関及び関係団体へ御周知いただきますようお願い申し上げます。

記

主な改正内容は以下のとおり。

- ① 「DMATロジスティックチーム」を「DMATコーディネーションチーム」に改名
- ② 「DMATロジスティックチーム隊員」と「DMATインストラクター」の資格を「DMATコーディネーター」資格に統合
- ③ DMAT事務局が国立病院機構から国立健康危機管理研究機構に移管されたことに伴う修正
- ④ 日本DMAT検討委員会において、災害拠点病院か否かに限らずDMAT指定医療機関の指定は進めることとされたことに伴う修正
- ⑤ 「保健医療活動チーム」を「保健医療福祉活動チーム」と改めた通知改正に伴う修正